

# 中川事務所新聞

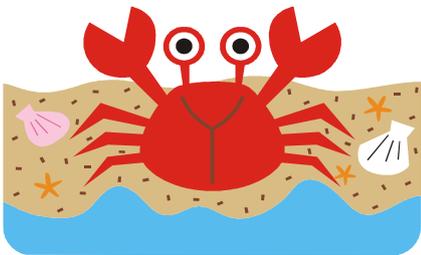
第 1 2 7 号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【運転中ケータイ利用の危険性】

イギリスの交通研究所がまとめた実験結果によると、通常運転時と比べて反応が遅れる割合は以下の通りです。

- ・違法とされる最低ラインの飲酒量 13%
- ・大麻を摂取 21%
- ・ハンズフリーで通話 27%
- ・ケータイで文字入力 37%
- ・手でケータイを持ちながら通話 46%



通話・メールしながらの運転は、飲酒運転よりはるかに危険だということです。最近では信号が青に変わっても発進しない車が激増しました。ほとんどがスマホ等に夢中になっているのでしょう。はた迷惑なことこの上ないので、警察には全力で取り締まってほしいものです。

### 【返済猶予中に真水融資を受ける方法】

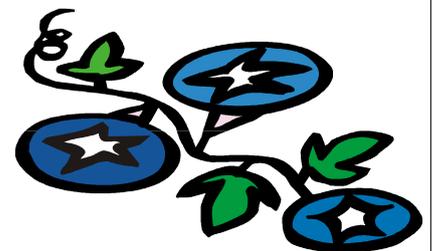
借入金の返済を一度減額してしまうと、もはや新たな融資は受けられないのが原則ですが、ここにきて新たな動きが始まりました。CF/債務償還年数倍率（＝借入金残高÷（税引き後利益＋減価償却費））が10年以内となる事業者に対しては、真水注入が行われる方向です。

事業に失敗して破産した場合、

身ぐるみ剥がされるのではなく手元に残せる財産を増やせる法改正がすでに行われています。一方で、復活できる事業者には支援していこうというのも国の方針です。経営者がどちらの方向にも動きやすくするための施策と言えるでしょう。

### 【8月の事務予定】

- ・8月決算法人期末実地棚卸
- ・5月決算建設業決算変更届
- ・6月決算法人確定申告&納税
- ・熱中症対策
- ・夏休み



## 知ってお得！？法律雑学

Q. 近所のスーパーに大型の製氷機があります。無料と書いてあったのでクーラーボックスで大量に持ち帰りました。問題ないですよね？

A. 窃盗罪で逮捕されることもあり得ます。

窃盗とは文字通り他人の財物を盗む犯罪です。ただし、所有者が承諾していた場合には、窃盗には当たりません。

無料であってもスーパーの製氷機に買い物客用とか、少量の保冷用とか書いてあった場合、要するに無条件で無料というわけではない場合、店側の承諾がなかったことになり、窃盗罪に問われることもあり得るでしょう。

ましてや、大量に持ち帰ることについて店から注意されたのに強行した場合は、その可能性はさらに高くなるでし

う。

無料という言葉にいい気にならず、大人としての節度ある行動が求められますね。



# 経営談義

## 【サunkコスト】

サunkコスト（埋没費用）とは、既に使ってしまったという意思決定をしても取り戻せないため、無視すべきコストのことです。

例：夏祭りにかき氷店を出店して一儲けしようと思い、50万円で機材を購入した。ところがライバル店が現れて負けそうである。当日までにあと20万円経費が必要だが、売上は30万円しか見込めない。

A案 売上が30万円しか見込めないのに、コストが70万円もかかるのでは話にならない。



い。即刻出店中止。

B案 あと20万円の出費で30万円が手に入るので、出店すべきだ。

どちらが正しいか？

B案が正しい

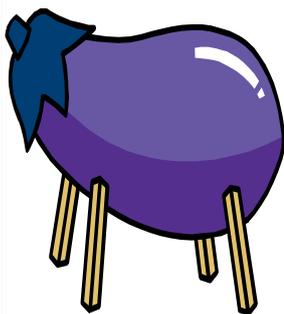
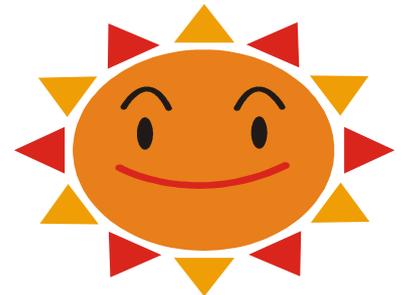
50万円は出費済み（サunkコスト）で、出店しようがしまいが同じ。ならば20万円の出費で30万円を獲得すべき。

この例で最も重要なポイントは、これまでのことはさておき、今後の見通しを冷静に考えてどう判断するかということです。

本来無視すべきサunkコストに拘り過ぎる最大のリスクは撤退のタイミングが遅れることです。赤字垂れ流し状態で客観的には撤退しかありえない状況であっても、撤退す

る意思決定ができないのは、恥ずかしい、損失が表面化するのはいや、業績が回復すると思いたいなど、理由はいくらでも挙げられます。しかし、これらの拘りを断ち切って撤退の意思決定するのが正しい経営なのですが、現実にはなかなか実行が難しいようです。

経営者の最も重要な仕事は意思決定であるという原理原則を今一度じっくり考えてみたいですね。



当所の夏季休業は13日です。休養をメインにしなが、義父母を連れて一泊二日の近場の温泉旅行に行きます。

以前テレビで話題になった「アイヌの涙」というアロマを手に入れました。四〇の風呂に数滴垂らすだけで寒くて震えが止まらないという代物です。これを一滴だけ垂らすと風呂上りに汗をかかなくて済むので、快適に過ごせます。とはいっても、せつかなので一度は数滴たらして極寒の風呂に挑戦しようと思っています。

あじわ

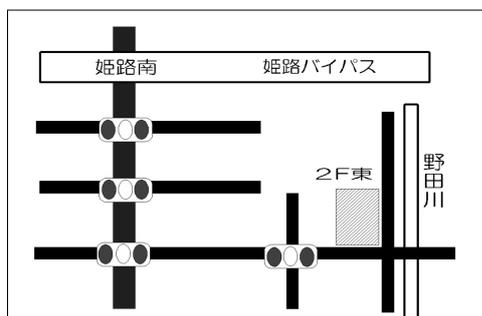
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp